

東京工業大学リサーチリポジトリ運用指針

平成17年12月19日制定

平成19年8月2日改定

平成26年4月22日改定

(目的)

1. 東京工業大学リサーチリポジトリ (Tokyo Tech Research Repository, 以下 T2R2 という。) は以下を目的とする。

東京工業大学 (以下「本学」という。) が、本学の研究活動の成果である研究業績を一元的かつ恒久的に収集・蓄積・保存し、広く国内外に無償で発信・提供することにより、研究・教育活動を支援し、研究の一層の振興に貢献する。

(登録対象とするコンテンツ)

2. T2R2が取り扱うコンテンツは、原則として、本学における研究活動、または本学の研究者 (教員及び学生等。以下「本学研究者」という。) が関与する研究活動の成果である研究業績および関連情報とする。なお、論文・著書等の著作物については、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 既に完成して全文が存在する。
- (2) 本学研究者が著者 (共著者の1人である場合を含む) である。

(対象とする本学研究者)

3. 2. の公開のため、本学研究者の氏名および所属情報をT2R2に登録して公開する。ただし、本学研究者が学生である場合は、研究業績の著者である時に限り氏名および所属組織を表示する。なお、本学研究者が本学を離籍したことが判明した場合、その旨明示する。

(コンテンツの登録)

- 4-1. 本学研究者は、自己 (他者と共同の場合も含む) の生産した研究業績等をT2R2に登録することができる。その際、本学研究者は本学に対し以下の条件を承諾するものとする。

- (1) 登録する研究業績は、公序良俗に反せず盗用等による成果でないこと。論文・著書等については、全文が存在することを保証する。
- (2) 本学が認める用途以外の利用のために、故意または過失により著作権を保持していない論文または利用許諾取得未了の論文を登録した場合には、その責任は論文の登録責任者本人がこれを負う。
- (3) 7. に定めるとおり登録コンテンツが削除される可能性を認める。

4-2. 登録可能なデータは以下の2種類とする。

- (1) メタデータおよび関連情報PDF。
- (2) 全文データ。ただし、データはPDFファイルに限定する。なお、全文データを登録する場合は、メタデータの登録は必須とする。

(コンテンツの利用形態)

5-1. 本学は、不特定多数の一般人（以下「ユーザ」という。）に対し、T2R2より2. に定める研究業績を以下の利用形態にて提供する。

- (1) 登録コンテンツをデータベース化し、ネットワークを通じたアクセスを可能な限り可能にすること。
- (2) T2R2が用意する閲覧機能を用いて、登録コンテンツを一定数量ずつ閲覧すること。
- (3) T2R2が用意する検索機能を用いて、登録コンテンツを検索すること。
- (4) T2R2が提供する抽出機能を用いて、登録コンテンツのメタデータを出力すること。
- (5) 論文・著書等のうち全文が公開されている場合、当該PDFファイルを閲覧すること。

5-2. T2R2は本学研究者に対し、T2R2が用意する研究者向け抽出機能を用いて登録コンテンツの一部を抽出し、自身の調査・研究・教育活動及びその成果内容の公開等に活用することを可能にする。

5-3. T2R2は本学が必要と認める場合に、本学または国立情報学研究所等の外部機関が構築・提供する他の学術情報提供システムに対して、登録コンテンツのメタデータおよび全文を提供することができる。

5-4. 本学組織が組織単位でのデータ抽出を希望する場合、T2R2はデータを提供することができる。ただし、その作業にかかる費用は依頼する組織が負担する。なお、本学組織以外へのデータ提供は、5-3. 以外には応じない。

(ユーザへの要求)

6-1. 本学は登録コンテンツの利用について、ユーザに対し以下の条件を遵守するよう求める。

- (1) 5-1. に定める利用形態以外の利用を行わない。
- (2) 著作権法を遵守する（著作権法で定める著作権者の権利制限規定の範囲内での利用に限る）。特に、データの複製（プリントアウト、ダウンロード等）は、個人的利用であり、かつ調査・研究、教育又は学習を目的とする場合にのみ認める。また、第三者への再配布は有償／無償を問わず認めない。この範囲を超える利用に際しては著作権者の許諾を得るものとする。

6-2. 本学は前項各号の条件を遵守する限りユーザの範囲を特定しない。

6-3. T2R2の機能や他のユーザの利用に重大な影響を及ぼす行為を行わない。当該行為が行われた場合、本学はユーザに予告なく、アクセス遮断やサービスの停止を行うことがある。

(コンテンツの著作権及び利用許諾)

7. T2R2における著作権の取り扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 対象研究業績がT2R2に登録された後も、当該研究業績の著作権は著作権者が有する。
- (2) 論文・著書等の全文の公開にあたって、本学は著作者名及び著作権を表示する。
- (3) 本学研究者が、共同研究者等の複数の者で作成された論文・著書等の全文の公開を希望する場合、本学研究者は事前に当該著作物のすべての共同作成者より5-1.に定める利用形態の許諾を得ること。
- (4) 博士学位論文の全文については、著者である本学研究者が著作権や特許等の要件を確認したうえで、公開もしくは非公開を設定すること。

(コンテンツの削除)

8. 以下に示す場合においては、登録コンテンツの削除を行うものとする。

- (1) 4-1. (1)に合致しない等の理由で、T2R2上に蓄積・保存し、公開・提供を行うことが不適切であると本学が判断した場合。
- (2) 本学研究者がT2R2上から登録コンテンツの削除を希望する場合。